

店頭外国為替証拠金取引説明書

(金融商品取引法第 37 条の 3 の規定による契約締結前交付書面)

「プレミアコース(電話取引)」

(個人顧客用)

平成 31 年 1 月

あい証券株式会社

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解いただきますようお願い申し上げます。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行っていただきますようお願い申し上げます。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	5
1. 取引の方法	5
2. 証拠金	6
3. 決済に伴う金銭の授受	8
4. 課税上の取扱い	8
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	8
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	11
【弊社の概要及び苦情受付窓口・苦情・紛争解決について】	13
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	14

本説明書は、弊社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について個人顧客向けに説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

【為替変動リスク】

外国為替市場では、24時間常為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあります。為替レートの変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生します。また、相場の急変時には、ロスカット取引や反対売買による決済の取引が成立し難い状況が発生する、あるいは為替レートがお客様にとって大きく不利な水準に変化することにより、その損失がお客様の弊社に預託した金額以上となる可能性があります。

【金利変動リスク】

店頭外国為替証拠金取引では、ロールオーバー(「1.取引の方法」(6) 参照)が行われた場合、スワップポイント(「1.取引の方法」(7) 参照)の受払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等の様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々金利水準によってスワップポイントの受取りまたは支払い金額の変動、場合によっては受払いの方向が逆転する可能性もあります。また、これに伴い追加の資金が必要となることや、ロスカット値が近くなる可能性もあります。

【流動性リスク】

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際及び週初めの取引等、弊社の通常の営業時間帯であっても為替相場の状況によっては、取引レートの提示が困難になる可能性があります。

また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、大型の債務不履行や倒産等の発生、ストライキ等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。

【信用リスク】

弊社が提供する本取引は、お客様と弊社の相対取引であり、取引所取引ではありません。その為、弊社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、弊社はお客様からの取引をカバー取引先にてカバー取引を行っています。その為、カバー取引先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、あるいはカバー取引先において弊社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引も不可能になる可能性があります。さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

- ・ 弊社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、店頭外国為替証拠金取引においては、弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行います。カバー取引先の信用状況によっては、弊社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る可能性があります。さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、ロスカットの執行に時間を要することがあり、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。下記カバー取引先はお客様が行う本取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から生じる損失、その他お客様の取引の内容、若しくは決済または精算、あるいは弊社のお客様の債務について、何ら責任を負うものではありません。

カバー取引先

City Credit Capital (Labuan) Limited (外国為替取引業:ラブアンFSA)

- ・ お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法第43条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条から第145条の規定に従い、三井住友銀行における金銭信託により、弊社の自己の資金とは区分して管理しております。
上記カバー取引先及び証拠金預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の全部又は一部が返還されない可能性がある等、お客様が損失を被る可能性があります。

【システム・通信リスク】

- ・ 電子取引システムを利用したお取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。
- ・ 電子取引システムを利用した取引に限らず、電話を利用した取引においても、弊社又はお客様の通信機器の故障、回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅延し、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。
- ・ 電子取引システムの利用またはお取引の際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

【約定訂正等に係る事項】

弊社のシステム障害やカバー取引先の価格誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、顧客に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は本来あるべき価格との差額調整をさせていただく、若しくは約定の取消しをさせていただく場合があります。その場合、弊社から顧客に対し、速やかに連絡いたします。

【価格の配信停止及び再開に係る事項】

相場急変時や、カバー取引先の状況に変更が生じたこと等により、カバー取引先から価格が配信されない又は配信された価格が市場実勢を反映した価格ではないと弊社が判断したとき、価格の配信を停止します。価格の配信を再開するときについては、カバー取引先より価格の提示を受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映した価格であると弊社が判断した場合に、価格の配信を再開します。なお、価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格が顧客の建玉のロスカットラインを割込む場合もあるため、再開と同時に顧客の建玉がロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。また、ロスカットライン付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によっては、その損失の額が証拠金の額を上回る可能性があります。

【レバレッジ効果によるリスク】

店頭外国為替証拠金取引は、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、相場の急激な変動によっては大きな損失を被り、預託された証拠金すべてを損失に充当し、さらには追加の損金を弊社に支払わなくてはならない場合があります。そこで弊社では、お客様の損失額がある一定の水準に達した時点で強制的にお客様の保有ポジションを決済する次のような 2 つの「ロスカットルール(自動決済)」を採用しています。

【ロスカット(自動決済)リスク】

ロスカットルールA:

お客様の取引口座を常時 24 時間モニタリングし、取引口座の有効証拠金額が想定元本額に対して 2%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が想定元本額の 2%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。ロスカットルールを適用した結果、有効証拠金を上回る損失が発生した場合には、当該損失はお客様の追加負担となります。

ロスカットルールB:

お客様の取引口座を各営業日の取引時間終了時点でモニタリングし、取引口座の有効証拠金額が想定元本額の 4%を下回っていた場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に 4%を乗じて得た額を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。ロスカットルールを適用した結果、有効証拠金を上回る損失が発生した場合には、当該損失はお客様の追加負担となります。

※ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。ロスカットルールで使用される想定元本額は、弊社が定める前営業日終値の為替レートを使って算出されます。なお、ロスカットルールが適用された場合にも通常の手数料が発生します。

【必要証拠金・手数料】

必要証拠金は、想定元本額の 4%相当額ですが、弊社が定める前営業日終値の為替レートを使って算出される変動証拠金制です。

手数料は、10 万通貨単位あたり片道 6,000 円(消費税非課税)ですが、20 万通貨単位以上のお取引については割引制度を設けています(9 ページ参照)。

但し、為替相場の急激な変動、各国の金利動向等により、弊社が本取引のリスク管理上、必要と判断した場合、手数料の変更あるいは証拠金額の引き上げ等の措置を講じる可能性があります。それにより自動決済の水準が変動し、自動決済までの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

【損失限定注文(逆指値注文)について】

損失を限定することを目的とした逆指値注文であっても、為替レートが一方向に急激に変動した場合には、指定した価格から大きく乖離して約定される場合があり、必ずしも損失を発注時に想定した額に留められるとは限りません。

【関連法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等について】

店頭外国為替証拠金取引に係る関係法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等により、弊社が提供する店頭外国為替証拠金取引に関連するサービスの一部若しくは全てを変更、停止及び中止せざるをえない可能性があります。この場合、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

【契約解除について】

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

※現時点においてのリスク等重要事項について記載致しましたが、これらがすべてであることを保障するものではありません。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

弊社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1. 取引の方法

弊社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。

- (1) 取引の対象(通貨ペア)は、以下のとおりです。なお、通貨ペアは弊社が追加又は変更する場合があります。
米ドル/円、ユーロ/円、英ポンド/円、豪ドル/円、NZドル/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル、米ドル/スイスフラン、米ドル/カナダドル、ユーロ/英ポンド、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/スイスフラン
- (2) お取引は、全て電話による注文となります。また、取引単位は、全ての通貨ペアについて、10 万通貨単位となります。1 回に注文できる数量は、新規注文、及び決済注文についても、1,000 万通貨単位とします。
また、1 口座あたりの建玉の上限はありません。
- (3) 呼び値の最小変動幅は、米ドル/円等の対円通貨ペアは 0.01 円(1 銭)、ユーロ/米ドル等の外貨建て通貨ペアは 0.0001 通貨単位とします。
- (4) 注文の種類及び執行方法
 - ① 成行注文
各通貨ペアごとに、弊社が、ビッド価格(お客様の売りレート)とアスク価格(お客様の買いレート)を同時に提示し、お客様はビッド価格で売り付け、アスク価格で買い付けることができます。
お客様の注文価格と約定価格にずれが生ずる、いわゆる「スリッページ」は、弊社の場合は発生しません。お客様の注文価格がそのまま約定となります。ただし急激なマーケットの変動等があった場合には注文価格での約定が成立しないことがあります。この場合は再度異なった価格による発注をしていただくことになります。
ビッド価格とアスク価格の間には、スプレッド(価格差)があり、アスク価格は常にビッド価格よりも高く設定されています。但し、スプレッドは相場状況又は相場の変動や流動性の影響により拡大することがあります。
 - ② 指値注文
弊社の提示レートの上下 20%以内であり現在値から 10 PIPs 以上離れたレートを指示する注文方法で、買付けなら指示したレート以下、売付けなら指示したレート以上になった時点のレートで約定します。したがって、指示したレートと異なるお客様に有利なレートで約定することがあります。
 - ③ 逆指値注文
指値注文同様、弊社提示レートの上下 20%以内であり現在値から 10 PIPs 以上指値が離れていないと、注文できません。買付けなら指示したレート以上、売付けなら指示したレート以下になった時点のレートで約定します。したがって、指値注文とは逆に、指示したレートと異なるお客様に不利なレートで約定することがあります。特に注文の有効期限が週をまたぐ場合に、週明けにお客様が指示したレートと大きく異なるレートで約定することがありますので注意が必要です。
 - ④ IFD 注文
新規の指値注文と同時に、その新規注文が成立した後に有効となる、決済指値注文をセットとして同時に出せる注文方法です。指値又は逆指値注文同様、弊社提示レートの上下 20%以内で、現在値から 10 PIPs 以上離れている必要があります。なおかつ、その注文に対応する決済注文の指値及び逆指値は、その建値から 10 PIPs 以上離れている必要があります。
 - ⑤ OCO 注文
新規注文又は決済注文を出す際に、指値注文と、逆指値注文の両方を同時に出すことが出来ます。片方の注文が成立した場合、もう片方の注文はキャンセルとなる注文方法です。弊社の提示レートの上下 20%以内で、現在値から指値又は逆指値が 10 PIPs 以上離れていて、なおかつ指値と逆指値の間が 30 PIPs 以上離れている必要があります。
 - ⑥ IFD-OCO 注文
上記の④と⑤を組み合わせた注文です。新規の指値注文と同時に、その新規注文が成立した後に有効となる、決済指値注文と、決済逆指値注文の 2 種類の決済注文を、新規指値注文のセットとして全て同時に出せる注文方法です。弊社の提示レートの上下 20%以内で、現在値から新規の指値又は新規の逆指値が 10 PIPs 以上離れていて、なおかつその新規指値注文、又は新規逆指値に対応する、決済指値、又は決済逆指値が、新規の指値又は逆指値から 10 PIPs 以上離れている必要があります。
- (5) 建玉は、決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡しによる決済を行う(受渡決済)若しくは、転売又は買戻しを行うことにより決済を行う(差金決済)ことにより手仕舞いすることができます。

- (6) 受渡決済又は差金決済による決済が行われない場合には、建玉を毎銀行営業日自動的に繰り延べる(以下、「ロールオーバー」という。)ことを行い翌銀行営業日に繰り越します。
- (7) ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い入れた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差(以下「スワップポイント」といいます。)を弊社との間で授受します。同じ通貨ペアについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。経済情勢の変化や金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、弊社はスワップポイントを日々見直し、変更することができます。
- (8) 弊社営業日は、土曜日、日曜日、元旦及びカバー先金融機関の休業日を除く、平日となります。お取引時間は、以下の通りです。但し、システムメンテナンスやカバー取引の点から、火曜日から金曜日は5分間程度の取引休止時間があります。又、特別に休業日を設ける場合や取引時間を変更する場合には、別途ご連絡させていただきます。

	お取引可能時間	取引休止時間(メンテナンス)
通常	月曜日 午前 8:00～金曜日 午後 11:00	火曜日から金曜日 午前 7:00～午前 7:05
米国サマータイム	月曜日 午前 8:00～金曜日 午後 11:00	火曜日から金曜日 午前 6:00～午前 6:05

2. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金額以上の額を、弊社に差し入れていただくか、又はお取引口座の使用可能証拠金が必要証拠金額以上であることが必要となります。

(2) 必要証拠金額

各インターバンク市場で提示される為替レートを基準に、弊社で定めた前営業日の終値の為替レートを使って算出された想定元本額に4%を乗じて算出した必要証拠金額を、毎営業日適用いたします。但し、弊社が必要と判断した場合には、上記によらず必要証拠金額を変更する場合があります。また、変更適用日はその都度定めます。

* 必要証拠金額算出例

①通貨ペア: 米ドル/円 ②取引単位: 10 万通貨 ③円換算レート: 1 米ドル=100 円 ④証拠金率: 4%
 $100,000 \times 100 \text{ 円} \times 4\% = 400,000 \text{ 円}$ (必要証拠金額)

※必要証拠金額の変更は、適用日以前の建玉及び新規指値注文にも適用されます。また、必要証拠金額が増額された場合、お取引口座の状況によっては、ロスカットが発生する可能性があります。

(3) 証拠金の引出し

使用可能証拠金の範囲内で、引き出すことができます。

(4) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

弊社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算又は減算されます。

(5) ロスカットの取扱い

ロスカットルール A: 弊社はお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が想定元本額に対して 2%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が想定元本額の 2%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部、若しくは全部を反対売買により決済します。なお、この場合にも通常の手数料が発生します。
ロスカットルール B: 弊社は、お客様のお取引口座を各営業日の取引時間終了時点でモニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に対して 4%を下回っていた場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に 4%を乗じて得た額を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部、若しくは全部を反対売買により決済します。なお、この場合にも通常の手数料が発生します。

※ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。ロスカットは、お客様の大切な資産を保全するための措置ですが、システム障害時や為替相場急変時等により執行される価格がロスカット水準から大きく乖離することがあり、お客様が弊社に預託されている証拠金を上回る損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。特に週明けの為替相場は前週末の終値から大きく乖離する場合がありますので、週を跨いで建玉を保有される場合はご注意ください。ロスカットルールで使用される想定元本額は、弊社が定める前営業日終値の為替レートを使って算出されます。

(6) 証拠金の信託保全

弊社ではお客様から預託を受けた証拠金を保全することを目的として、三井住友銀行と信託契約を締結し、信託保全対象額を信託口座にて区分管理しています。ただし、証拠金預け先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の一部又は全てが返還されない等、お客様が損失を被る可能性があります。

(7) 証拠金の預託

証拠金の預託は、弊社名義の金融機関口座への入金を確認し、お取引口座への反映処理が完了した時点をもって、お客様のお取引口座の現金残高とします。なお、入金にかかる振込手数料はお客様負担となります。

(8) 証拠金の返還

お客様が店頭外国為替証拠金取引について転売又は買戻しを行った後に、差し入れている証拠金の返還を請求した場合において、弊社が日本の銀行営業日の午後 1:00 までにお客様からのお電話による出金要請を受理した場合には、当該受理をした日から日本の 4 銀行営業日以内(原則翌銀行営業日)にお客様が指定する、お客様名義の金融機関口座に振込むことにより返還致します。午後 1:00 を過ぎた場合は、さらにその 1 銀行営業日後の返還となります。なお、出金にかかる送金手数料等は、日本円の国内送金は弊社負担、日本円の海外送金に関する送金手数料等については、お客様負担となります。

【信託保全必要額】

信託保全必要額は、毎営業日取引終了時点の有効証拠金の金額です。

弊社では、毎日この信託保全必要額を確定し、この確定金額以上の金額を計算日の翌日から 2 営業日以内に三井住友銀行の信託口座に預入れます。

信託保全必要額は、弊社が万が一経営破綻した場合にも、法令上債権者が強制執行・仮差押・仮処分等ができないことになっています。従って弊社に支払停止、破綻等の事由が生じた場合にも、信託保全必要額は、三井住友銀行から受益者代理人を通じて、清算時のお客様毎の有効証拠金を基準としてお客様に確実に返還されます。又、受託信託銀行が破綻した場合にも、受託信託銀行の固有の財産とは区分されるため、信託保全必要額は保全されます。

弊社に支払停止等が発生した場合、お客様の信託保全必要額は以下の手順でお客様に返還されます。

弊社に支払停止等が発生



三井住友銀行から受益者代理人へ、その時点で信託保全されている信託保全必要額を返還



受益者代理人による有効資金の算出 ⇔ お客様の本人確認等を行います。



本人確認を行った後、受益者代理人からお客様へ、お客様毎の信託保全必要額を返還します。

[注意事項]

- ※ 本信託保全はお客様からお預かりした円資産を保全対象としています。
- ※ 本信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生する可能性があります。
- ※ 本信託は日々リアルタイムに行われるものではありません。お客様が弊社に預託した時点から信託保全が行われるまでのタイムラグによる与信リスクが生じます。従ってお客様が弊社に預託された時点の有効証拠金とお客様に返還される信託保全必要額は一致しない場合があります。
- ※ 弊社に万が一の事態が発生した場合、その時点の有効証拠金を上限として受益者代理人からお客様に円資産が返還されます。その際、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが必要となります。従ってお客様の個人情報を受益者代理人及び信託保全先の三井住友銀行に提供することがあります。
- ※ 信託保全先の三井住友銀行は、お客様の信託財産の返還を保証するものではありません。又、受益者代理人の運営及び管理の責任を一切負うものではありません。

証拠金に関する用語	証拠金に関する用語説明
有 効 証 拠 金	建玉がある場合の評価損益が反映されます。 有効証拠金 = 口座残高 ± 未決済建玉の評価損益合計
必 要 証 拠 金	必要証拠金 = 前日終値を基に弊社が算出する、各通貨別の想定元本額の4%相当額 必要証拠金合計額 = 各未決済建玉を維持するために必要な証拠金額の合計
使 用 可 能 証 拠 金	使用可能証拠金 = 有効証拠金額 - 必要証拠金合計額 新規注文時に取引しようとする通貨の必要証拠金に使用可能証拠金を満たさない場合には注文できません。

3. 決済に伴う金銭の授受

(1) 受渡決済の場合

取引対象の通貨を、当該取引通貨の約定価格に基づいて算出された受渡決済価額にて、これを授受します。

(2) 差金決済の場合

転売又は買戻しに伴うお客様と弊社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$\{ \text{約定価格差} \times \text{取引数量} \} \times \text{円評価レート}$

(注)約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

4. 課税上の取扱い

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した利益(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が弊社と店頭外国為替証拠金取引を行う際のお手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

① 注意喚起文書の交付を受ける

はじめに、弊社から注意喚起文書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引について、不招請勧誘の有無、リスクについて及び店頭外国為替証拠金取引についてのADR措置適用の有無に関しての説明を受け、十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行うことを決定してください。

② 契約締結前交付書面(本説明書)の交付を受ける

次に、弊社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

③ 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ、弊社から店頭外国為替証拠金取引約款の交付を受け、弊社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書等必要書類を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となる等、弊社の定める口座開設審査基準を満たさない場合には、店頭外国為替証拠金取引口座を開設することができないことがあります。

④ 預金口座の開設

受渡決済を行う場合には、外貨の受渡しのための預金口座が必要となります。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、弊社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

① 注文する通貨ペア

② 売付取引又は買付取引の別

③ 新規又は決済の別

④ 注文数量

⑤ 価格

⑥ 執行条件(成行、指値、逆指値等)

注: 指値注文、逆指値注文等の成行注文以外では、注文受付時に弊社が提示するレートの上下 20%以内で、なおかつ、提示レートから 10 PIPs 以上離れたレートを指示しない場合には注文できない等の執行条件があります、詳しくは取引の方法をよくお読みください。

⑦ 注文の有効期限

⑧ その他お客様が指示することとして弊社が定める事項

(3) 両建て

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

両建は、お客様にとって、売値(ビット)と買値(アスク)の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済的合理性を欠くおそれがありますので、ご理解・ご考慮のうえ、ご判断ください。(弊社からお勧めするものではありません。)両建取引の必要証拠金額は、同一通貨ペアにおける売りと買いの建玉のうち大きい建玉の証拠金が必要になります。

(4) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときには、弊社に所定の証拠金を差入れていただきます。

弊社は、証拠金を受入れたときは、お客様に受領書を交付します。

(5) 転売又は買戻し(差金決済)による建玉の結了

複数の建玉を保有する場合、結了する通貨ペアを決済取引の注文時に指定いただきます。

同じ通貨ペアに複数の建玉がある場合、個々に建玉を指定いただきます。

* 外貨建ての通貨ペアを取引する場合、決済損益は決済時のリアルタイムレート(ビッド価格)にて自動円転されます。

(6) 決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡し(受渡決済)による建玉の結了

決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡しによる決済を行うことにより、当該お取引を決済することができます。なお、この場合、弊社が定める手数料を別途お客様に請求するとともに、お客様が外貨受渡しのための預金口座を用意する必要があります。その他店頭外国為替証拠金取引約款に規定する一定の条件を満たす必要があります。

(7) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、弊社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(8) 手数料

弊社の手数料は、次の表によってなっています。手数料は、取引成立と同時に徴収させていただきます。(弊社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引は、通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱いますので、手数料に消費税は課税されません。なお、通貨の受渡しには、別途所定の手数料をいただきます。)

- ・ 10万通貨単位あたりの取引に対する手数料は、売買片道で6,000円(消費税非課税)となります。また、日計り取引の場合は決済時の取引手数料が無料となります。
- ・ 20万通貨単位以上のお取引については手数料割引制度を設けています。

1回の取引量	10万通貨～	20万通貨～	30万通貨～	50万通貨～	100万通貨
取引手数料 (10万通貨あたり)	6銭 (6,000円)	5銭 (5,000円)	4銭 (4,000円)	3銭 (3,000円)	2.5銭 (2,500円)

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

弊社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客さまからの請求がない場合は四半期ごと(以下「報告対象期間」といいます。)にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容及び報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(10) 電磁的方法による書面の交付

弊社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、口座設定時に申出ていただく若しくは「書面の電子交付に関する同意書」に承諾をして下さい。

(11) 取引終了の事由

お客様が、次のいずれかに該当する場合、弊社は本件店頭外国為替証拠金取引に係る契約を解約出来るものとします。

- ① お客様が、弊社に対し弊社との本件店頭外国為替証拠金取引に係る契約の解約を申し入れたとき、又は弊社がお客

様に対し、お客様との本件店頭外国為替証拠金取引に係る契約の解約を申し出たとき。

- ② お客様が、弊社への届出内容の全部又は一部に虚偽があることが明らかになったとき、または弊社への提出資料の全部または一部が真正でないとき。
- ③ 所定の手続き(店頭外国為替証拠金取引約款第 37 条第 2 項参照)に従い、弊社がお客様に本人確認書類の提出を求めたにもかかわらず、その提出がなされないとき(弊社が定める期日までに弊社に連絡がない場合、又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり弊社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。)
- ④ お客様の弊社に対する債務又はその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。
- ⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力であると弊社が認める者のいずれかに該当する、またはこれらの者と関係があるとき。
- ⑥ お客様が弊社との本件店頭外国為替証拠金取引又は店頭外国為替証拠金取引に関する連絡等において、自ら若しくは第三者を利用して脅迫的、威迫的な言動をし、若しくは暴力を用いたとき、弊社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、又は風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し若しくは弊社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為・言動をしたとき。
- ⑦ お客様が本取引説明書及び本件店頭外国為替証拠金取引に係る約款又は関連規程に違反したとき。
- ⑧ 前各号の他、弊社がお客様との取引を継続することが不適切であると認めたとき。

(12) その他

弊社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに弊社の管理部へご照会ください。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ねください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為

為を含みます。)

- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。V.において同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

【弊社の概要及び苦情受付窓口・苦情・紛争解決について】

(1) 弊社の概要

弊社の概要は次のとおりです。

商 号 : あい証券株式会社

本店所在地 : 〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階

電 話 番 号 : 0120-849-188

代表取締役 : 黎 瑞芬(ライ・スイファン・クラリス) / 加藤 丈典

設立年月日 : 平成 17 年 6 月 15 日

資 本 金 等 : 6 億 2 千万円 (平成 30 年 5 月 30 日現在)

登録番号等 : 第一種・第二種金融商品取引業 (関東財務局長(金商)第 236 号)

商品先物取引業(店頭商品デリバティブ取引)

(経済産業省平成 22・12・22 商第 6 号、農林水産省指令 22 総合第 1352 号)

加 入 協 会 : 日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

日本商品先物取引協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

一般社団法人 日本仮想通貨ビジネス協会

(2) 苦情受付窓口

弊社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 平日 午前 9:00～午後 6:00

窓 口 : お客様相談室

受付方法 : 電話による受付 03-3568-5015

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、お客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電 話 番 号 : 0120-64-5005(フリーダイヤル)

U R L : <https://www.finmac.or.jp/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

業 務 時 間 : 月曜日～金曜日

午前 9:00～午後 5:00(休日を含む祝日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

・相対取引(あいたいとりひき)

金融商品取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいう。

・買値(アスク ASK)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることです。(オファーともいいます。)お客様はその価格で買付けることです。

・売値(ビット BID)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることです。お客様はその価格で売り付けることです。

・買建玉(かいたてぎょく)

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

・売建玉(うりたてぎょく)

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

・買戻し(かいもどし)

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。

・転売(てんばい)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

・カバー取引(カバーとりひき)

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

・差金決済(さきんけつさい)

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・成行注文(なりゆきちゅうもん)

約定する為替レートをあらかじめ指示しないで行う注文方法です。

・指値注文(さしねちゅうもん)

約定する為替レートを指示する注文方法で、買付けなら指示した為替レート以下、売付けなら指示した為替レート以上になった時点で約定することを希望する注文です。週明けには、お客様が指示したレートと大きくことなるレートで約定することがあります。

・逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)

為替レートを指示する注文方法ですが、指値注文とは逆に、買付けなら指示した為替レート以上、売付けなら指示した為替レート以下になった時点で約定することを希望する注文です。週明けには、お客様が指示したレートと大きくことなるレートで約定することがあります。

・IFD 注文(イフダン ちゅうもん)

新規注文を発注する際に同時に決済注文も発注することができる注文方法のことです。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。

・OCO 注文(オーシーオーちゅうもん)

新規または決済に関わらず、指値及び逆指値注文を同時に発注することができる注文方法のことです。片方が約定した時点で他方の注文が取り消されます。

・IFD-OCO 注文(イフダンオーシーオーちゅうもん)

新規の指値注文と同時に、その新規注文が約定した後に有効となる、決済指値注文と、決済逆指値注文の2種類の決済注文を、新規指値注文のセットとして全て同時にらせる注文方法です。

・証拠金(しょうきん)

店頭外国為替証拠金取引における義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいますが、次のように分類されます。

必要証拠金： 取引成立の際にお客様が当社に差し入れなければならない証拠金が必要証拠金です。必要証拠金額は想定元本額に 4%を乗じて算出した額です。(金融行政でレバレッジルールの変更がある場合には、大幅な増減額がある可能性もあります。)

有効証拠金： お客様からの預り証拠金に、実現損益、スワップ損益、現在の建玉の評価損益及び取引手数料を加減した金額が有効証拠金です。また、外部信託保全の対象となる金額も、この有効証拠金です。

使用可能証拠金： 有効証拠金から必要証拠金を差し引いた金額がお客様の使用可能証拠金(＝支払可能証拠金)であり、この使用可能証拠金の範囲内で新規注文が可能となります。

・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。スワップポイントは、異なる通貨間の金利差により生ずる差損益で、原則として金利の高い通貨を買い付けることで受け取り、金利の高い通貨を売りつけることで支払いになります。

・デリバティブ取引(デリバティブとりひき)

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭外国為替証拠金取引(てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・店頭金融先物取引(てんとうきんゆさきものとりひき)

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引(てんとうデリバティブとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・特定投資家(とくていとうしか)

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・値洗い(ねあらい)

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・ヘッジ取引(ヘッジとりひき)

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・両建て(りょうだて)

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

両建は、お客様にとって、売値(ビット)と買値(アスク)の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担すること等のデメリットがあり、経済的合理性を欠くおそれがありますので、ご理解・ご考慮のうえ、ご判断ください。(弊社からお勧めするものではありません。)両建取引の必要証拠金額は、同一通貨ペアにおける売りと買いの建玉のうち大きい建玉の証拠金が必要になります。

・ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

・スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

あい証券株式会社(i SECURITIES Co., Ltd.)
〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階
管理部 TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 E-mail:info@isec.jp

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。